

基金・財産

基金の状況

基金は、将来計画している事業の財源として、また、年度間の財源の調整などを目的として積み立てている資金です。

●基金残高

一 般 会 計	35 億 3,789 万円	
内 訳	財 政 調 整 基 金	7 億 952 万円
	減 債 基 金	218 万円
	特 定 目 的 基 金	28 億 2,619 万円
特 別 会 計	2 億 1,745 万円	
計	37 億 5,534 万円	

市有財産の状況

土 地	60 万 3,625㎡
建 物	15 万 7,044㎡

市債・一時借入金

市債の状況

市債は、公共施設の整備などに要する財源を補う目的と、将来その施設などを利用する後世代の方にも建設経費を負担していただき、住民負担の世代間の公平を図るという目的を持っています。

●市債残高

一 般 会 計	81 億 9,255 万円
羽 村 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	21 億 6,581 万円
下 水 道 事 業 会 計	47 億 4,167 万円
水 道 事 業 会 計	29 億 781 万円
計	180 億 784 万円

一時借入金の状況

9 月末現在、借入れはありません。

補正予算の状況

平成29年度上半期の一般会計補正予算の状況は次のとおりです。

1号補正（6月議会）

補正額 1100万円

補正後予算額 226億7100万円

歳入

都支出金は、市道第6117号線道路拡幅事業に係る補助金を増額するとともに、東京都教育委員会が実施する次の事業について、市内小・中学校がそれぞれ指定を受けたことから都委託金を歳出と同額で計上しました。

■「オリンピック・パラリンピック教育アワード校事業」：富士見小学校、武蔵野小学校

■「パラリンピック競技応援校事業」

：羽村第二中学校

■「学力向上担当教師加配事業」：松林小学校

繰入金は、歳出に対する歳入不足を補うため、また、公共施設修繕料の財源として、財政調整基金繰入金および公共施設整備基金繰入金を増額しました。

歳出

前述した歳入に伴う事業費のほか、

福祉センター空調設備の故障に伴う福祉センター修繕料を増額するとともに、平成29年4月の人事異動などによる職員人件費の組替えや増減措置を行いました。

2号補正（9月議会）

補正額 4億9560万円

補正後予算額 231億6660万円

歳入

歳入は、利子割交付金、配当割交付金をはじめとする税連動交付金について、平成29年度の交付見込に基づき、それぞれ減額しました。普通交付税は、算定の結果、市町村民税法人税割や地方消費税交付金の減少により、3年ぶりに交付団体となったことから新たに計上しました。都支出金は、子育て世代包括支援センターの内装改修事に係る、出産・子育て応援事業補助金を歳出と同額で計上しました。諸収入は、墓地経営不許可処分取消等請求事件に羽村市が勝訴したことで、強制執行停止決定に係る供託金が返還されることから、訴訟補償金返還金を計上しました。市債は、普通交付税の算定に伴う財源不足に対応するため、臨時財政対策債を計上しました。また、

平成28年度の決算の確定に伴い、繰越金を計上するとともに、特別会計における決算剰余金を一般会計に繰入れる措置を行いました。

歳出

総務費は、財政調整基金積立金を計上しました。民生費は、平成29年度の広域連合事務費分担金が確定したことに伴い、後期高齢者医療会計繰出金を増額しました。土木費は、羽村駅西口都市開発整備基金積立金を計上しました。教育費は、国が定める単価の見直しに伴い、準要保護児童扶助費および準要保護生徒扶助費を増額しました。

3号補正（9月議会）

補正額 2230万円

補正後予算額 231億8890万円

歳入

衆議院の解散に伴い衆議院議員選挙が執行されることとなったため、同選挙に係る都支出金を歳出と同額で計上しました。

歳出

衆議院議員選挙に係るポスター掲示場設置等委託料、入場整理券印刷等業務委託料、郵便料など同選挙に係る経費を歳入と同額で計上しました。



12月4日から10日は『人権週間』

みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合おう

性を尊重し、支え合う「心のバリアフリー」の推進によって、関心と理解を深めていくことが大切です。

国では、毎年12月4日からの一週間を「人権週間」として、人権尊重思想を高めようと呼び掛けています。この機会に、人権について関心と理解を深めましょう。

一人ひとりが、人権を尊重し合い、思いやりの心を大切にする、明るく住み良い社会を作りましょう。

問合せ 総務課総務係 333

高齢の方を大切にすることを育てよう

高齢の方に対する就職差別や介護者などによる身体的・心理的虐待などは人権問題です。高齢の方が生き生きと暮らせる社会を作ることが大切です。

外国の方の人権を尊重しよう

平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国の方と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらを尊重することが大切です。

障害のある方の自立と社会参加を進めよう

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個

性自認や性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

性自認（性別に関する自己意識）や性的指向を理由とする偏見により、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

同和問題に関係する偏見や差別をなくそう

偏見や差別意識から差別発言、差別落書きなどの人権問題が依然として存在しています。平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

人権週間関連事業

『みんなのスポーツ』パネル展

障害者スポーツに関する解説パネルを展示します。

日時 12月2日(土)〜10日(日)の午前8時30分〜午後5時15分

会場 市役所1階市民ホール

問合せ 総務課総務係 333

人権に関する相談

夜間人権ホットライン

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話で相談を受け付けます。

個人の秘密は厳守します。安心して相談してください。

日時 12月7日(木)午後5時〜8時

相談先 ☎03-6722-0127

※1人10分程度

費用 無料

問合せ (公財) 東京都人権啓発センター(相談担当)

☎03-6722-0124または☎03-67

22-0125

人権身の上相談

市では、人権擁護委員による面談での相談を受け付けています(先着順、電話での相談は受け付けていません)。今月の日程については、8ページをご覧ください。

相談日 毎月第3木曜日

時間 午後1時30分〜4時30分

会場 市役所1階市民相談室

問合せ 広報広聴課市民相談係 541